札幌市ＩＣＴ活用工事試行要綱　新旧対照表

（改定後）令和８年４月版一部改定	（旧）令和６年11月版	備考
（ＩＣＴ活用工事） 第２条　ＩＣＴ活用工事とは、以下に示す各施工プロセスにおいてＩＣＴを活用する工事をいう。 (1)　・・・ (2)　３次元設計データ作成 ＩＣＴ建設機械による施工や３次元出来形管理を行うため、発注図書及び３次元起工測量で得たデータを基に３次元設計データを作成。	**（ＩＣＴ活用工事）** 第２条　ＩＣＴ活用工事とは、以下に示す各施工プロセスにおいてＩＣＴを活用する工事をいう。 (1)　・・・ (2)　３次元設計データ作成 ３次元出来形管理を行うため、発注図書及び３次元起工測量で得たデータを基に３次元設計データを作成。	文言の追加
（試行実施手続） 第６条　工事契約後、監督員は、受注者とＩＣＴ活用（ＩＣＴ活用範囲・施工方法・積算基準・検査手法等）について「様式　実施協議書」を用いて協議を行う。受注者は、本協議に基づいた事項も含めた施工計画書を提出し、監督員の承諾を得なければならない。	**（試行実施手続）** 第６条　工事契約後、監督員は、請負人とＩＣＴ活用（ＩＣＴ活用範囲・施工方法・積算基準・検査手法等）について「様式　実施協議書」を用いて協議を行う。請負人は、本協議に基づいた事項も含めた施工計画書を提出し、監督員の承諾を得なければならない。	文言の統一
（工事成績評定） 第８条　受注者が本試行要綱に基づきＩＣＴ活用工事を実施した場合、監督員は「請負工事成績表」の評価項目「5 創意工夫」において以下に示すのいずれかにより評価を行う。 (1)　第２条にある各施工プロセスの何れかの段階でＩＣＴを活用した工事（電子納品のみは除く）は１点加点。 (2)　第２条にある各施工プロセス全ての段階でＩＣＴを活用した工事は２点加点。	**（工事成績評定）** 第８条　ＩＣＴ活用工事を実施した工事の工事成績は、以下の条件を満たした場合、工事主任の創意工夫において評定する。 ２　第２条にある各施工プロセスの何れかの段階でＩＣＴを活用した工事（電子納品のみは除く）は１点加点。 ３　第２条にある各施工プロセス全ての段階でＩＣＴを活用した工事は２点加点。	文言の統一及び条項の整理
（内製化） 第 12 条　ＩＣＴ活用工事における自社による施工いわゆる「内製化」は、建設現場の真の生産性向上を実現することが可能となる重要な取組である。ＩＣＴ活用工事における内製化を行うことで、下記のメリットがある。 (1) 外注費の削減と利益率の向上 (2) 知見・ノウハウの社内蓄積 (3) 施工の柔軟性とスピードアップ **（内製化による工事成績評定）** 第 13 条　監督員は、第２条にある各施工プロセスのうち「(2) ３次元設計データの作成」において、受注者の「内製化」によるＩＣＴ建設機械による施工や３次元出来形管理のための３次元設計データの作成が確認できた場合には、第８条による評価に加え「請負工事成績表」における評価項目「5 創意工夫　その他」欄に「ＩＣＴ活用における３次元設計データ作成の内製化に取り組んだ」と記載して更に加点（＋1.0 点）評価する。 **（内製化の確認手法）** 第 14 条　３次元設計データ作成の内製化は、受注企業の職員が監督員に、作成した３次元設計データを操作し設計図書等を基に正しく作成したことを説明することで確認する。なお、監督員から質疑があった場合、受注企業の職員は適切に応答できる	**（その他）** 第 12 条　ＩＣＴ活用工事は本試行要綱を基本とするが、各発注部局において、現場の活用状況に応じた独自基準の策定については、本要領の主旨に反しない限り認めるものとする。	条文の追加

必要がある。 **（その他）** 第 15 条　ＩＣＴ活用工事は本試行要綱を基本とするが、各発注部局において、現場の活用状況に応じた独自基準の策定については、本要綱の主旨に反しない限り認めるものとする。 附則 　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。 附則 　この要綱は、令和７年４月１日以降しゅん功する工事に適用する。 附則 　この要綱は、令和８年４月１日以降しゅん功する工事に適用する。	附則 　この要領は、令和６年４月１日から施行する。 附則 　この要領は、令和７年４月１日以降しゅん功する工事に適用する。	錯誤及び附則の追記